



て考  
え  
る  
こ  
と  
が  
一  
層  
む  
ず  
か  
し  
い  
点  
が  
あ  
る  
の  
は  
な  
か  
ろ  
う  
か  
と  
思  
い  
ま  
す  
が、  
そ  
う  
い  
う  
点  
に  
つ  
い  
て  
の  
御  
認  
識  
は  
ど  
う  
で  
き  
ぞ  
い  
ま  
す  
か、  
お  
伺  
い  
し  
た  
い。

○松浦政府委員 仰せのようになつて、この  
湿田地域と申しますものは全国に散在

もそのように考えております。

ありますか。これは私は、灌田立地に半湿田の面積の算術的な和を求めまして、その比較多數を選ばる二つのことです。

は何らの科学性もない、また本法の結果神とも反するもののように思ひますので、そのよきをもて機械的な作業の結果で地域が決定せられることにつきましては、非常にわれへは危険を感じるのであります。当局としてはこの点についてどうふうにお考えですか。

議会ができましたならば、なおこの地域という問題につきましても、時に政府の方から基準等のことにつきまして御相談申し上げまして、かかるべく定義をくだしたいと考えております。

了承いたします。どうか審議会におきましては、不利な条件のために生産者苦しんでおります農民が、なるべく多く救われるようになつていただきますように、しかもなお非常に合理的に筋

○芳賀委員 法律案によりますと、積  
寒地帯は除かれることになつておるわ  
けでございますが、積寒地として指定

された区域においても、畠田地帶といふものは相当あると思われるわけでござりますが、それらの数字は大体どちらになつておるかお伺いしたふうに思ひます。

○松浦政府委員 法律の条文には、特に積寒地帯を除くといふようなことはございません。そこでその運用その他は当然審議会において決定せらるべきものであると考えます。

○芳賀委員 そういう場合において、畠田に対する農業改良を行なう場合は、たとえこの法律が通りまして、畠田等作地域として指定を受けた場合の畠田と、積寒法によるところの地域指定を受けた畠田等に対する農業改良といふ仕事は、やはり同一の取扱いを受けまして、逐次その成果を上げて行くように進めて行くわけであるかどうか、そういう点もお伺いしたいと思います。

○河井説明員 ただいまの点につきましては、この法律によります畠田につきましても、積寒地帯におきまする畠田につきましても、その劣悪な条件を改善いたしまして、農業の生産性を高め合理化になりまするようだ、この法律ができましたならば、一層両者ともに効果を上げて行くよう進めらるべきものだと思うのであります。

○芳賀委員 日本の農業は米作を中心とした食糧生産に重点が置かれており、現状においても、まだ水田総面積の四七%といふものが畠田であるといふような条件で、土地の生産力の劣悪な、しかもこういう土地条件の中におけるところの農業經營といふものは、労働の生産性を非常に阻害をしておるということになるわけであります。これらの状態が今まで放置

されておつたところに、政府の農業生産に対する政策の貧困性がうかがわられるわけでござりますが、たとえば積寒法を初め最近において各種の議員立法によるところの特殊立法が次々と実施されておるわけでござりますが、そのように分散的にいろいろな特殊立法をつくらなければ農業政策の面に対する予算的なものが獲得できまいといふことは、非常に遺憾であるゝ意味からも当然であります。結局、国土の総合改良といふ面から見ても、農地に対するいろいろな改良とか、条件を改善することは農業改良といふ意味からも当然であります。これはいわなければならぬのであります。結局、農地に対するいろいろな改良とか、条件を改善することは農業改良といふ意味からも当然であります。これらは、國土の総合改良といふものは非常に大きく取上げて、政府がこのことに力を注がなければならぬといふふうに考えられるわけであります。これよりは、殊立法といふものは、その関係地区の農民に大きな夢と希望を与えていたるもののが多いわけであります。たとえば、積寒法にいたしましても、町村、都道府県の段階を経て農業振興計画が積み上げられて來てゐるのであります。それが政府の予算的、財政的措置によつてどれだけ実現できるかといふことになると、期待は非常に少いわけであります。そういうときにこの法律が廃過した場合において、たとえば湿田四十二万町歩、半湿田二十七万町歩、大体七十万町歩にわたるところの、この条件のもとにある湿田が、計画的に見て、五箇年後にはどのくらいのものになるか、期待は非常に少いわけであります。そのうきにこの法律が廃過した場合において、たとえば湿田四十二万町歩、半湿田二十七万町歩、大体七十万町歩にわたるところの、この条件のもとにある湿田が、計画的に見て、五箇年後にはどのくらいのものになるか、期待は非常に少いわけであります。

○青木(正)委員 御指摘のごとく、で  
き得るならば全国の約七十万町歩全部  
その改善をはかりたい希望であります  
が、しかしながら予算等の関係もあり  
まして、一応政府側の意向を承ります  
と、五箇年間に大体お示しの数字の半  
分を対象として、とりあえず改良を行  
うという考え方であります。

○芳賀委員 湿田を改良する場合にお  
いては、これに付随したところの灌漑水  
排水であるとか、暗渠排水であるとか  
農道等の工事が先行して行くと思いま  
すけれども、これをやる場合においても  
は、これに付随した大きな土木工事的  
なものに行われなければならぬと思う  
のであります。が、これらの公共事業に  
属するような仕事は、これと重大な關  
連をもつて並行して進めることができ  
るかどうかというような点についても  
お伺いしたい。

○河井説明員 この法案が成立いたし  
ますと、公共事業で主としてやつてお  
ります灌漑排水その他の改良あるいは  
農業改良事業もあわせて一層効果を上  
げるようにならすべきであると思ひま  
す。

○芳賀委員 私がただいまお伺いしま  
したのは、公共事業費で行うような筋  
合のものが、積寒法の予算に移行した  
りして片一方のものがちよつとふえる  
ことによってまた一面が減つて来る全  
体を総合した場合においては何らえ  
ておらぬ。そういう予算の技術的なもの  
のが非常に危惧されるわけであります  
す。問題は今の特殊立法と既存の法律  
の関連性を考えると、この湿田の法  
案といふものができたことによつて、

さらばにこれがプラスされて行くといふことであれば、片一方がふえて行く、たゞそれによって片一方が減つて、それが絶対数の上においては何らかのないで、ただ一面において減つて、それで、この法案ができると考へて、やまないところの地域の農民を欺瞞してしまうようなことがあります。今までそういふことがまま行われておつたと私は考へておるわけであります、今後においてはどういうようなお考えのもとに、たとえばこれに関連のあるところの土地改良法であるとか、あれらの法律によつても当然行わるところの仕事が、さらにこれによつてプラスされるといふことでなければならぬと思うので、そういう点についてもお伺いしたいのであります。

つてゐるわけで、現在におけるような七千五百円米価といふよくな線で農民の生産意欲をくぎづけにしておるわけがありますが、そういう一つの低物価政策をとつて農家経済に圧力を加える場合においては、一面において、やはり日本における農業の生産性を高めるという諸般の手段とか政策を講じて表現しなければならぬと思うのであります。そういう場合において、国内における土地条件の劣悪などころに対しては、このよくな議員立法が行わらない場合においても、土地の生産性を高め、しかも農業の労働が非常に近代化されて行われるような、農業労働の生産性が高まるような施設が、低米価政策をとる場合において行われて、そうして生産コストの切り下げが行われて、国際競争とも競争ができるような状態につくり上げるといふことでなければならぬと思ふわけであります。この法案の中にも、農業改良を行ふとともに、一面においてはそういう地帯における農業技術の改善であるとか、試験機関の設置といふようなことが、これに付隨して行われておるわけでありますが、この試験機関の全国における現況を見ましても、最近試験場とかそぞらじん機関が非常に整理されまして、以前より減じておるわけであります。こういう状態は、当然從前よりもこれを拡大して——日本の農業が非常な後進的な性格を持つておるので、これをもつと近代化するための試験施設等は、單にこういふ混田单作といふような土地立法によらなくては、大きな筋の通つた政策の面から打出していただきたいといふことも、これに関連し

○坂田委員長 川俣清音君、前会の保  
留分について……。  
○川俣委員 大臣の出席を求めておる  
のですが……。  
○松浦政府委員 廣川農林大臣は病氣  
で欠席いたしております。  
○川俣委員 それでは政務次官にお尋  
ねいたします。政務次官から堅切な答  
弁をいただいておるわけありますが、  
さらにお尋ねいたしておきます。それは  
食糧増産緊急対策の上がら、すみや  
かに灌漑排水施設、農業用道路その他  
農地の保全もしくは利用上必要な施設  
の新設、廃止もしくは変更、区画整理、  
客土、埋立てその他農地の改良を実施  
する必要のあることは論をまたないと  
ころであります。しかし要はどの程度  
予算化されるかといふ点に問題がある  
と思うのでありますて、かかる特別立  
法が続々出来ることは、結局政治力大  
きないところに対する農民の反発が、  
かかる特別立法になつて現われて来る  
と私どもは見ておるのであります。だ  
から要是、農民の期待するところはこう  
した特別立法でなくて、どの程度土地  
改良のために、あるいは農業改良のた  
めに予算化されるかといふことが大き  
な問題だと思うのであります。こうい  
う特別立法が出来なければ予算化できな  
いといふことは、これは政治力が貧窮  
であつて、こうした政治力の貧窮が続  
く限りにおいては、いかに特別立法が  
たくさん出来ても農民の期待に反す  
る結果になりますし、ちょうど積善法  
が最近農民の期待に反しておりますこ  
とは、予期したほどの予算化が生れて

来ないといふところにあると思うのであります。この法律が出来ますても、十分な予算化ができないければ、つくつた以上に農民から反発を受ける結果になります。この法律 자체は必要であることは当然である。いかにして日本が早く食糧増産の上から、灌漑排水その他の施設を通じて生産力を上げなければならないかということは、これは政治家ばかりでなく、現に農業を営んでおる農民の切望するところであります。この切望に報いるには、法律でなくて問題は予算化だと思うのですが、この予算に対する責任ある御答弁を願いたい。

○松浦政府委員　過去は過去といいたしまして、今後は先ほど申し上げましたように、食糧増産第一主義の政策を強く請いたしまして、積寒予算なりあるいはまたただいま議題となつておりまする湿田の問題につきましても、できるだけ多くの予算をとりまして、十分に農政を強化して参りたい、かように考へます。

○井上委員 私も最後に一点確かめおきたいのですが、平川君からも昨日来執拗に質問をいたしております本法の指定基準面積の引下げの問題であります。この指定基準面積といふのは、これは法律できまつておるわけではないのです。ただ役人さんが大蔵省と予算の折衝をする場合に、できるだけ公共性という立場から一定の面積を確保した上で、予算のとりやすいようないいです。ただ役人さんが御存じのように、こうをつけるといふか、そういうことでやられているのではないかと思うのであります。ところが御存じのように農地が開放されて、經營が非常に小規模になつて、実際を言いますと経営の小規模な農家ほど自力でもつて改良ができるのです。また広範囲な改良を要する所でありますならば、全体の大好きな力を借りて改良運動を起して行くことができる。政府に要請する政治力もそこに生れて来ますけれども、あちらに三、反、こちらに五反といふように分散してあります湿田の改良は、まったく放任される危険が起つて参る。

三反、こちらに五反と地域は分散しておられます。これがまとまつて一町歩なら一町歩になる。二町歩なら二町歩になるといふ場合は、それを一つの指定面積にする。そういうやり方は実際上不可能ですか。その点どうでござりますか。これほど大事なことはないのです。実際政治はそこまで行き届かなければならぬと考えておりますが、そういう線を積極的に推進することこそ、日本農地の現状から見て必要であります。この法律を生かして使うことにもなるのであります。大勢の力を借り得ない零細な農民のそういうものこそ、政府は特にその点に対してもう一方を持つておるか。この点は政務次官並びに事務当局からも伺つておきたいたいと思います。

も、國の財政にも限度がありまして、なかなか見ようとしても見られないような場面も實際には起つて来るのではありますか? と思ふのであります。御承知のないか、できぬのであります。御承知のなかへできぬのであります。農民の盛り上る気持の上に手を貸す。そういうことが一つの考え方ではないかと思ふのであります。一例を積糞法にとりますと、それが見ても条件がもつともだ、しかも基準にはまらないといふようなものについては、各県思ひ思ひにこれを県単位でカバーするようなことを現実に行われておるようあります。私どもとしましては財政の上にござります。おいてできるだけの措置をとりたいと思ひます。だからまづけれども、そういうことともまた一つの方法ではないかとかように考へております。

○坂田委員長 本案に対し他に御質疑はありませんか。御質疑はなきものと認めます。これにて質疑は終局となりました。

○野原委員 本案に対しましては提案説明以来、当委員会におきまして慎重に討議がかわされまして、大体政府の説明あるいは提案者の説明等で、よく法案の内容、あるいはその目的に關すること、今後のそれに対する予算的な問題算につきましても、いろいろ検討が加えられましたので、大体委員会として意見がまとまつておると思うのであります。従いましてこの際もし御異議なければ討論省略いたして、採決していただきたい、かよろに考へます。

○坂田委員長 ただいまの野原君の動議に御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○坂田委員長 御異議なしと認めます。それではこれより湿田單作地域農業改良促進法案について採決いたします。

本案に賛成の諸君の起立を求めました。〔總員起立〕

○坂田委員長 起立總員。よつて本案は原案通り可決すべきものと決しました。

この際井上良二君より、本案に対する附帯決議の提案があります。これを許します。井上良治君。

○井上委員 湿田單作地域農業改良促進法案につきまして、附帯決議を提案いたします。

御存じのように食糧の自給度を向上

することは、我が國經濟再建の中核であります。

附帯決議の提案がなれば発言を許します。

○坂田委員長 ただいまの井上君の提案に御意見があれば発言を許します。——別に御発言もないようでありますから、採決いたします。

○坂田委員長 御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

案文を読みます。

#### 附帯決議

政府は、食糧自給度の向上のため、現行土地改良法を再検討し、総合的な農業計画のもとに土地改良事業の効率的な実施をはかるべきである。

が、とりあえず、本法施行に當つては、指定基準面積をできるだけ引下げて、湿田單作地域の指定範囲を最高限度に拡大すべきである。

以上であります。何とぞ御賛成を願います。

○坂田委員長 ただいまの井上君の提案に御意見があれば発言を許します。

○坂田委員長 本附帯決議に御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

暫時休憩いたします。

#### 午前十一時三十九分休憩

午後二時四十六分開議

午前の理事会の申合せによりまし

ます。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

会の意見を聞いて、第四条の規定により買入を入れる特定飼料(輸入に係るもの)を除く。(及び第六条の規定により売渡しする特定飼料の予定価格の単価の標準となるべき価格(以下「標準価格」という。)を定め、これを公表する。

買入又は売渡に際して、あらかじめ、特定飼料の生産費又は買入価格及び市価その他の経済事情を参考して、井上良一君外七名提出飼料需給調整法案を議題といたし、審議を進めます。

午前十一時三十九分休憩

午後二時四十六分開議

午前の理事会の申合せによりまし

ます。

〔特定期間内に於ける特定飼料需給調整法案〕

第三条 農林大臣は、飼料需給調整審議会の意見を聞いて、この法律の規定による特定飼料の買入、保育及び売渡しの時期、数量その他に關する必要な計画(以下「特定期間内に於ける特定飼料需給調整計画」といふ。)を定める。

2 前項に規定する条件に基いて政

府がふすまを買入する場合のふ

る価格は、農林大臣が、飼料需給調整審議会の意見を聞いて、

2 前項に規定する条件に基いて政

府がふすまを買入する場合のふ

政府の所有する小麦の売渡価格、ふすまの生産費及び一般の経済事情を参考して定める。

3 政府は、第一項の規定により条件を附されて小麦の売渡を受けた者が、その条件に違反したときは、当該違反に係る小麦の売渡価格に農林大臣が定める割合を乗じて算出される金額に相当する額の違約金を徴収することができる。(特定飼料の売渡)

第六条 政府は、飼料の需給又は価格の調整を図るため、特定飼料需給調整計画に基き、この法律の規定により買入れた特定飼料その他政府の所有する特定飼料を売り渡すものとする。前項の規定による売渡は、入札の方法による一般競争契約によらなければならぬ。但し、政令で定める特別の事由があるときは、入札の方法による指名競争契約又は随意契約によることができる。

3 第一項の規定による特定飼料の売渡の予定価格は、農林大臣が、標準価格を基準として定める。

4 入札の方法による競争によって特定飼料を売り渡す場合においては、予定価格に農林大臣の定めるところにより算出される金額を加えて得た価格(以下「上限価格」という。)をこえない価格で入札した者の中から高価で入札した者を落札者としなければならない。

5 前項の規定により落札者とすべき者がないときは、上限価格をこえた価格で入札した者を上限価格と同値で入札したものとして、落

札となるべき入札をした者としなければならない。

(売渡の価格等の公表)

第七条 政府は、前条第一項の規定により特定飼料を売り渡したときは、省令の定めるところにより、選定なく、売り渡した特定飼料の価格、品目、数量その他の必要な事項を、買受人別に、公表しなければならない。

(売渡の附帯条件)

第八条 政府は、第六条第一項の規定により特定飼料を売り渡す場合には、その相手方に對し、売渡に係る特定飼料の譲渡に関して、地域若しくは時期の指定又は価格の制限その他必要な条件を附することができる。

2 前項の規定により特定飼料を売り渡すものとする。

2 前項の規定による売渡は、入札の方法による一般競争契約によらなければならぬ。但し、政令で定める特別の事由があるときは、入札の方法による指名競争契約又は随意契約によることができる。

2 政府は、前項の規定により条件を附されて特定飼料の売渡を受けた者が、その条件に違反したときは、当該違反に係る特定飼料の売渡価格に農林大臣が定める割合を乗じて算出される金額に相当する額の違約金を徴収することができる。

3 第一項の規定による立入調査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(飼料需給調整審議会)

第十条 この法律の適正な運用を図るため、農林省に飼料需給調整審議会(以下「審議会」といふ。)を置く。

2 審議会は、農林大臣の諮問に応じ、飼料の需給又は価格の調整に関する重要な事項を審議する。

3 審議会は、農林大臣に隨時意見を述べることができる。

4 審議会の組織及び運営に関する重要な事項は、政令で定める。

(委任事項)

第十二条 この法律において命令に委任するものの外、この法律実施のための手続その他その執行について必要な事項は、省令で定める。

(罰則)

第十三条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に關して、前条の違反行為をしたときは、その行為者を罰する外、その法人又は人に對して各本条の罰金刑を科する。但し、法人又は人の代理、使用人その他の従業者の当該違反行為を防止するため、当該業務に對し相当の注意及び監督が尽されたことの證明があつたときは、その法人又は人にあつたときは、その法人又は人にあつたときは、その法人又は人にあつたときは、その法人又は人にあつたときは、この限りでない。

は加工業者から、特定飼料の生産、在庫、販売の数量、価格その他の必要な事項に關し報告を徵し、又は当該職員に事業場、倉庫その他必要な場所に立ち入つて調査させることができる。

2 前項の規定により職員が立ち入調査を行う場合においては、省令の他必要な事項を、買受人別に、公表しなければならない。

3 第一項の規定による立入調査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(施行期日)

1 この法律の施行期日は、公布の日から起算して九十日をこえない期間内において、政令で定める。

(食糧管理特別会計法の改正)

2 食糧管理特別会計法(大正十年法律第三十七号)の一部を次のように改正する。

3 農林省設置法(昭和二十四年法律第五十三号)の一部を次のよう改訂する。

4 食糧管理特別会計法(大正十年法律第三十七号)の一部を次のように改正する。

5 農林省設置法(昭和二十四年法律第三十七号)の一部を次のように改正する。

6 農林省設置法(昭和二十四年法律第三十七号)の一部を次のように改正する。

7 農林省設置法(昭和二十四年法律第三十七号)の一部を次のように改正する。

8 農林省設置法(昭和二十四年法律第三十七号)の一部を次のように改正する。

9 農林省設置法(昭和二十四年法律第三十七号)の一部を次のように改正する。

10 農林省設置法(昭和二十四年法律第三十七号)の一部を次のように改正する。

11 農林省設置法(昭和二十四年法律第三十七号)の一部を次のように改正する。

第一条中「検査」の下に「並ニ飼料需給調整ノ為ニスル飼料ノ買入、売渡、保管又ハ検査」を加える。

第二条、第三条及び第六条ノ五中「食糧」を「食糧及飼料」に改める。

第六条第一項中「食糧ノ売渡代金」を「食糧及飼料ノ売渡代金」に改め、「食糧ノ買入代金」を「食糧及飼料の買入代金」に改め、「運搬」の下に並ニ飼料ノ買入売渡保管検査及運搬」を加える。

3 農林省設置法(昭和二十四年法律第五十三号)の一部を次のよう改訂する。

4 農林省設置法(昭和二十四年法律第五十三号)の一部を次のように改訂する。

5 農林省設置法(昭和二十四年法律第五十三号)の一部を次のように改訂する。

6 農林省設置法(昭和二十四年法律第五十三号)の一部を次のように改訂する。

7 農林省設置法(昭和二十四年法律第五十三号)の一部を次のように改訂する。

8 農林省設置法(昭和二十四年法律第五十三号)の一部を次のように改訂する。

9 農林省設置法(昭和二十四年法律第五十三号)の一部を次のように改訂する。

10 農林省設置法(昭和二十四年法律第五十三号)の一部を次のように改訂する。

11 農林省設置法(昭和二十四年法律第五十三号)の一部を次のように改訂する。

12 農林省設置法(昭和二十四年法律第五十三号)の一部を次のように改訂する。

13 農林省設置法(昭和二十四年法律第五十三号)の一部を次のように改訂する。

14 農林省設置法(昭和二十四年法律第五十三号)の一部を次のように改訂する。

15 農林省設置法(昭和二十四年法律第五十三号)の一部を次のように改訂する。

16 農林省設置法(昭和二十四年法律第五十三号)の一部を次のように改訂する。

17 農林省設置法(昭和二十四年法律第五十三号)の一部を次のように改訂する。

18 農林省設置法(昭和二十四年法律第五十三号)の一部を次のように改訂する。

19 農林省設置法(昭和二十四年法律第五十三号)の一部を次のように改訂する。

20 農林省設置法(昭和二十四年法律第五十三号)の一部を次のように改訂する。

21 農林省設置法(昭和二十四年法律第五十三号)の一部を次のように改訂する。

22 農林省設置法(昭和二十四年法律第五十三号)の一部を次のように改訂する。

23 農林省設置法(昭和二十四年法律第五十三号)の一部を次のように改訂する。

24 農林省設置法(昭和二十四年法律第五十三号)の一部を次のように改訂する。

25 農林省設置法(昭和二十四年法律第五十三号)の一部を次のように改訂する。

26 農林省設置法(昭和二十四年法律第五十三号)の一部を次のように改訂する。

27 農林省設置法(昭和二十四年法律第五十三号)の一部を次のように改訂する。

28 農林省設置法(昭和二十四年法律第五十三号)の一部を次のように改訂する。

29 農林省設置法(昭和二十四年法律第五十三号)の一部を次のように改訂する。

30 農林省設置法(昭和二十四年法律第五十三号)の一部を次のように改訂する。

31 農林省設置法(昭和二十四年法律第五十三号)の一部を次のように改訂する。

32 農林省設置法(昭和二十四年法律第五十三号)の一部を次のように改訂する。

33 農林省設置法(昭和二十四年法律第五十三号)の一部を次のように改訂する。

34 農林省設置法(昭和二十四年法律第五十三号)の一部を次のように改訂する。

35 農林省設置法(昭和二十四年法律第五十三号)の一部を次のように改訂する。

36 農林省設置法(昭和二十四年法律第五十三号)の一部を次のように改訂する。

37 農林省設置法(昭和二十四年法律第五十三号)の一部を次のように改訂する。

38 農林省設置法(昭和二十四年法律第五十三号)の一部を次のように改訂する。

39 農林省設置法(昭和二十四年法律第五十三号)の一部を次のように改訂する。

40 農林省設置法(昭和二十四年法律第五十三号)の一部を次のように改訂する。

41 農林省設置法(昭和二十四年法律第五十三号)の一部を次のように改訂する。

42 農林省設置法(昭和二十四年法律第五十三号)の一部を次のように改訂する。

43 農林省設置法(昭和二十四年法律第五十三号)の一部を次のように改訂する。

44 農林省設置法(昭和二十四年法律第五十三号)の一部を次のように改訂する。

45 農林省設置法(昭和二十四年法律第五十三号)の一部を次のように改訂する。

46 農林省設置法(昭和二十四年法律第五十三号)の一部を次のように改訂する。

47 農林省設置法(昭和二十四年法律第五十三号)の一部を次のように改訂する。

48 農林省設置法(昭和二十四年法律第五十三号)の一部を次のように改訂する。

49 農林省設置法(昭和二十四年法律第五十三号)の一部を次のように改訂する。

50 農林省設置法(昭和二十四年法律第五十三号)の一部を次のように改訂する。

51 農林省設置法(昭和二十四年法律第五十三号)の一部を次のように改訂する。

52 農林省設置法(昭和二十四年法律第五十三号)の一部を次のように改訂する。

53 農林省設置法(昭和二十四年法律第五十三号)の一部を次のように改訂する。

54 農林省設置法(昭和二十四年法律第五十三号)の一部を次のように改訂する。

55 農林省設置法(昭和二十四年法律第五十三号)の一部を次のように改訂する。

56 農林省設置法(昭和二十四年法律第五十三号)の一部を次のように改訂する。

57 農林省設置法(昭和二十四年法律第五十三号)の一部を次のように改訂する。

58 農林省設置法(昭和二十四年法律第五十三号)の一部を次のように改訂する。

59 農林省設置法(昭和二十四年法律第五十三号)の一部を次のように改訂する。

60 農林省設置法(昭和二十四年法律第五十三号)の一部を次のように改訂する。

61 農林省設置法(昭和二十四年法律第五十三号)の一部を次のように改訂する。

62 農林省設置法(昭和二十四年法律第五十三号)の一部を次のように改訂する。

63 農林省設置法(昭和二十四年法律第五十三号)の一部を次のように改訂する。

64 農林省設置法(昭和二十四年法律第五十三号)の一部を次のように改訂する。

65 農林省設置法(昭和二十四年法律第五十三号)の一部を次のように改訂する。

66 農林省設置法(昭和二十四年法律第五十三号)の一部を次のように改訂する。

67 農林省設置法(昭和二十四年法律第五十三号)の一部を次のように改訂する。

68 農林省設置法(昭和二十四年法律第五十三号)の一部を次のように改訂する。

69 農林省設置法(昭和二十四年法律第五十三号)の一部を次のように改訂する。

70 農林省設置法(昭和二十四年法律第五十三号)の一部を次のように改訂する。

71 農林省設置法(昭和二十四年法律第五十三号)の一部を次のように改訂する。

72 農林省設置法(昭和二十四年法律第五十三号)の一部を次のように改訂する。

73 農林省設置法(昭和二十四年法律第五十三号)の一部を次のように改訂する。

74 農林省設置法(昭和二十四年法律第五十三号)の一部を次のように改訂する。

75 農林省設置法(昭和二十四年法律第五十三号)の一部を次のように改訂する。

76 農林省設置法(昭和二十四年法律第五十三号)の一部を次のように改訂する。

77 農林省設置法(昭和二十四年法律第五十三号)の一部を次のように改訂する。

78 農林省設置法(昭和二十四年法律第五十三号)の一部を次のように改訂する。

79 農林省設置法(昭和二十四年法律第五十三号)の一部を次のように改訂する。

80 農林省設置法(昭和二十四年法律第五十三号)の一部を次のように改訂する。

81 農林省設置法(昭和二十四年法律第五十三号)の一部を次のように改訂する。

82 農林省設置法(昭和二十四年法律第五十三号)の一部を次のように改訂する。

83 農林省設置法(昭和二十四年法律第五十三号)の一部を次のように改訂する。

84 農林省設置法(昭和二十四年法律第五十三号)の一部を次のように改訂する。

85 農林省設置法(昭和二十四年法律第五十三号)の一部を次のように改訂する。

86 農林省設置法(昭和二十四年法律第五十三号)の一部を次のように改訂する。

87 農林省設置法(昭和二十四年法律第五十三号)の一部を次のように改訂する。

88 農林省設置法(昭和二十四年法律第五十三号)の一部を次のように改訂する。

89 農林省設置法(昭和二十四年法律第五十三号)の一部を次のように改訂する。

90 農林省設置法(昭和二十四年法律第五十三号)の一部を次のように改訂する。

91 農林省設置法(昭和二十四年法律第五十三号)の一部を次のように改訂する。

92 農林省設置法(昭和二十四年法律第五十三号)の一部を次のように改訂する。

93 農林省設置法(昭和二十四年法律第五十三号)の一部を次のように改訂する。

94 農林省設置法(昭和二十四年法律第五十三号)の一部を次のように改訂する。

95 農林省設置法(昭和二十四年法律第五十三号)の一部を次のように改訂する。

96 農林省設置法(昭和二十四年法律第五十三号)の一部を次のように改訂する。

97 農林省設置法(昭和二十四年法律第五十三号)の一部を次のように改訂する。

98 農林省設置法(昭和二十四年法律第五十三号)の一部を次のように改訂する。

99 農林省設置法(昭和二十四年法律第五十三号)の一部を次のように改訂する。

100 農林省設置法(昭和二十四年法律第五十三号)の一部を次のように改訂する。

101 農林省設置法(昭和二十四年法律第五十三号)の一部を次のように改訂する。

102 農林省設置法(昭和二十四年法律第五十三号)の一部を次のように改訂する。

103 農林省設置法(昭和二十四年法律第五十三号)の一部を次のように改訂する。

104 農林省設置法(昭和二十四年法律第五十三号)の一部を次のように改訂する。

105 農林省設置法(昭和二十四年法律第五十三号)の一部を次のように改訂する。

106 農林省設置法(昭和二十四年法律第五十三号)の一部を次のように改訂する。

107 農林省設置法(昭和二十四年法律第五十三号)の一部を次のように改訂する。

108 農林省設置法(昭和二十四年法律第五十三号)の一部を次のように改訂する。

109 農林省設置法(昭和二十四年法律第五十三号)の一部を次のように改訂する。

110 農林省設置法(昭和二十四年法律第五十三号)の一部を次のように改訂する。

111 農林省設置法(昭和二十四年法律第五十三号)の一部を次のように改訂する。

112 農林省設置法(昭和二十四年法律第五十三号)の一部を次のように改訂する。

113 農林省設置法(昭和二十四年法律第五十三号)の一部を次のように改訂する。

114 農林省設置法(昭和二十四年法律第五十三号)の一部を次のように改訂する。

115 農林省設置法(昭和二十四年法律第五十三号)の一部を次のように改訂する。

116 農林省設置法(昭和二十四年法律第五十三号)の一部を次のように改訂する。

117 農林省設置法(昭和二十四年法律第五十三号)の一部を次のように改訂する。

118 農林省設置法(昭和二十四年法律第五十三号)の一部を次のように改訂する。

119 農林省設置法(昭和二十四年法律第五十三号)の一部を次のように改訂する。

120 農林省設置法(昭和二十四年法律第五十三号)の一部を次のように改訂する。

121 農林省設置法(昭和二十四年法律第五十三号)の一部を次のように改訂する。

122 農林省設置法(昭和二十四年法律第五十三号)の一部を次のように改訂する。

123 農林省設置法(昭和二十四年法律第五十三号)の一部を次のように改訂する。

124 農林省設置法(昭和二十四年法律第五十三号)の一部を次のように改訂する。

125 農林省設置法(昭和二十四年法律第五十三号)の一部を次のように改訂する。

126 農林省設置法(昭和二十四年法律第五十三号)の一部を次のように改訂する。

127 農林省設置法(昭和二十四年法律第五十三号)の一部を次のように改訂する。

128 農林省設置法(昭和二十四年法律第五十三号)の一部を次のように改訂する。

129 農林省設置法(昭和二十四年法律第五十三号)の一部を次のように改訂する。

130 農林省設置法(昭和二十四年法律第五十三号)の一部を次のように改訂する。

131 農林省設置法(昭和二十四年法律第五十三号)の一部を次のように改訂する。

132 農林省設置法(昭和二十四年法律第五十三号)の一部を次のように改訂する。

133 農林省設置法(昭和二十四年法律第五十三号)の一部を次のように改訂する。

134 農林省設置法(昭和二十四年法律第五十三号)の一部を次のように改訂する。

135 農林省設置法(昭和二十四年法律第五十三号)の一部を次のように改訂する。

136 農林省設置法(昭和二十四年法律第五十三号)の一部を次のように改訂する。

137 農林省設置法(昭和二十四年法律第五十三号)の一部を次のように改訂する。

138 農林省設置法(昭

国民食糧の蛋白給源を確保する措置がとられつつあるにもかかわらず、これに対する諸対策は必ずしも万全であるとは言いがたく、特に家畜の増殖に何よりも必要な飼料対策は、遺憾ながらきわめて不十分としか言えないのです。されど、とうてい所期の目標に達し得ないのではないかと危惧されるのであります。

飼料対策の根幹は、まずその供給を確保し、価格の安定をはかることによつて、飼料が豊富に、かつ安価に農民の手に渡るような措置を講ずることでありますから、根本的には飼料自給度の向上、飼料輸入の増大をはかることが必要であることはもちろんでありますが、現実にふすま等の価格がきわめて不安定なため、農家は飼料確保に困惑している状態にあり、この実情を打開いたしますために、とりあえず国家の手によつて特定飼料の需給を調整し、もつて飼料価格の安定を期する必要があるのであります。

以下本法律案のおもなる内容について簡単に説明いたしますと、まず第一に、政府は農林大臣の定める特定飼料需給調整計画に基いて、ふすま、輸入とうもろこし、及び大豆かすその他農林大臣の指定する特定飼料を買い入れることができます。これらは買入れ及び売渡しには、いざれもあらかじめ定めた標準渡して、その需給を直接調整することといたしております。

第二に、これらの買入れ及び売渡しには、いざれもあらかじめ定めた標準価格を基準とする予定価格によつて、原則的に競争入札の制度をとり、特に

壳渡しについては、上限価格をきめて市場価格の騰貴を押えることとしております。

第三には、政府がその所有する小麦を売り渡す場合、その小麦から生産されたふすまを政府に売り渡すべき旨の条件、また特定飼料を売り渡す場合には、その譲渡に関する条件を、それぞれ必要に応じて付することとしておるのであります。

第四には、農林大臣が必要に応じて、関係者から報告を徴することがでありますと、さらに本制度の適正な運用をはかるためには、飼料需給調整審議会を設置することとしたとしております。

以上、本法草案提出の理由及び内容の概略を御説明申し上げましたが、何とぞ慎重御審議の上、すみやかに御可決くださいようお願い申し上げます。

○坂田委員長 なおこの機会に本案の審査方針についてお諮りいたしますが、午前の理事会において協議いたしました通り、一まず畜産に関する小委員会に付託して、慎重に審議せしめることにいたしたいと思いますが、この取扱いに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○坂田委員長 異議なしと認め、さよに決しました。

○坂田委員長 これより農林漁業金融公庫法案を議題といたし、前会に引続き審査を進めます。

なお農林漁業金融公庫法案に関するお問い合わせは、農林省の方も協会に依頼したという關係もござりますので、折に触れて御説明

で、御了承願います。井上良次君。

尋ねの点でありますと、焦げつきの理由につきましてはいろいろあります。

組合金融協会に参加しております各信組合金融協会に参加しております各信連の金融状況を検討してみますと、先日もお伺いいたしました通り、相当多額な資金が固定化しておまりして、国としてもこれが何とか運用できる面を検討する必要が焦眉の問題として起つて来ておりますので、この金融公庫法案の審議と並行して、組合金融協会傘下の各信連の焦げつき資金について、具体的な方策を検討する必要があると思ひます。そこでただいま資料として提出されたものを読みますと、全体で百三十億以上の焦げつき資金があるようになります。これらは手元にないものであります。そこでただいま資料として提出されたものを読みますと、全体で百三十億の内訳を申しますと、資料に書かれていますが、信連から出でます。これは手元にないものであります。概略百三十億の内訳を申しますと、資料に書いてあるとおもいますが、信連から出でます。それが百三十億に及ぶ焦げつきに思ひます。また農業会の資産の引締ぎに際してできたものも相当量に達するところです。どういう理由で思ひます。また農業会の資産の引締ぎに際してできたものも相当量に達するところです。どういう理由で思ひます。また農業会の資産の引締ぎに際してできたものも相当量に達するところです。どういう理由で思ひます。

つたが、これだけ下つたためにこれだけ損をした、あるいは経済連の再建整備を単協がやつておりますが、やつてお間に、自己資金を増資することの建

前になつておるのが、実際に増資がなか／＼困難な单協があつて、そのた

めに信連の方から金融を受けて一応増

資をしたことによるといいますか、対象

件目といいますか、どういう件目があ

るかといふことが知りたいのであります。

それをひとつ御説明願います。

○小倉政府委員 単協といわば、連合

会あるいは経済連にいたしましても、

自己資本がはなはだしく不足してい

ります。それをひとつ御説明願います。

経済連等の焦げつき、固定化のために信  
連が損害をこうむったという件目です  
が、その件目による金額等はわかりま  
せんか。そういうことは整理せずに件  
別に整理しているようさうじます  
が、できれば私の方ではそういう事件  
別の損害金額といいますか、固定化金  
額といらうものが知りたいのです。それ  
でないと実際どういうことでそういう  
ことになり、それをまた政府が金融上  
のめんどうを見るとしても、ほんとう  
に大切な國の金を使うのですから、そ  
れら妥当な処置をする一ことにしませんか  
あとで問題が起つて参りますから、こ  
のことのために固定化しているならこ  
れはやむを得ないのではないかといふ  
て、國民が納得することにしなければ  
なりませんので、内容をもう少し詳し  
く御説明願いたい。杉野さんの方でわ  
かつておつたらないし、わかつていな  
かつたら調べて資料を出してもらつて  
もよいでです。

といったことは、農業会を解体いたしまして協同組合に移行する場合に、清算の方針といたしまして、農業会を破産に導かぬようにならなければならぬといふ基本的な方針で農業会の清算をしたのであります。従つてそのときに破産に導びかぬためには、在庫品なりあるいは固定資産を相当水増し評価をして清算をした。それが経界のインフレの終息に伴つて評価が相当落ちた。そういうことが相当大きな赤字発生の原因になつておるのじやないかと考えるわけであります。詳細の点につきましては、調べましてまたあとから資料を御提出申し上げたいと思ひます。

○ 坂上委員 今杉野さんからのお話を大体大づかみな御説明でありますと、その項目別の具体的なことが出て参りませんと、各連合会単位の全体の赤字がこれだけあるから、従つてこれを保証して來た信連としても、こうなるからといふことは、ちよつとそこには問題が起つて来やしないかと思いますので、ぜひひとつ私が申しております件目別の赤字の説明を資料としてお出しを願いたいと思います。今の御答弁以上に答弁を求めるることはこの際御無理かもしれません、さようひとつ願いたいと思います。

○ 坂田委員長 金子與重郎君。

○ 金子委員 この前合同審査会をする都合上、質問を途中で打切つたのであります。この從たる事務所を置くとが。

○ 坂田委員長 来ておりません。

○ 金子委員 それでは小倉さんよりお話をありましたことを一応確かめておきますが、この從たる事務所を置くと

いうことにつきましては、先ほど講談会の席で私申し上げましたことをあなたはお聞きでありますから、自分の考え方は大体おわかりになつたと思いますが、そういう意味で別に置いてはならないといふことを将来とも原則的にきめるのじやない。この際簡素なもので、次に来る問題は、政府の低利資金のようなものと、組合の自己資本というものを総合的に機関が動かして行く方が効果的である、あるいはまた別個な立場で行く方がいいかといふような問題、もう一つは今のよだ代行の仕事を行く方が高能率で行けるか、あるいは独自の出張所を設ける、いわゆる従たる事務所を設けてやつて行く方が、より能率が高くコストが低く行くかといふことを再検討して、ことに農林中金、系統金融全般に対して掘り下げなくてはならない時期が来ておるから、それまでしばらくの間今まで通りの、いわゆる特別会計が公庫にかわつたといふふうな姿で店開きをしておいたらどうか、こうふうな考え方を持つておりますが、それに對して局長のお考えを伺いたいと思ひます。

つきましては、私どもも、考え方といったしましては、公庫といふものが特別会計からかわりまして独立するにいたしましても、たゞいま特別会計と中金その他の持つておる関係と、新しい公庫が中金その他の間に持つてあるう関係とかわらぬようないたいしたい、かように思つております。それをかるるにつきましては、今金子委員のおつしやつたまゝな、全体の問題とからめて考えるのが妥当であるといふことについては、ほほ同感でございます。ただそれにつきまして、現在提出になつておりまする法案の従たる事務所がそれならば法律上さしあたりは不要になるのではないかといふことに関連が參つて来るわけであります。これをもし重点を置いて考えるといたしますと、さしあたり特にどうという考えがなければ、従たる事務所を置くことができるといふと、うな規定は不要なもののようにも考えられますけれども、他方また、今仰せになつたような事柄が、たとえて申しますると、米の統制撤廃といつたよろこびとが、事情のいかんによりましては早急にまた問題にならぬとも限らないのであります。が、そういう場合には、これは金融機関としての信託あるいは中金等のあり方も当然検討しなければならぬ。そういうことが近い将来に予想されるといったしまするならば、今発足されるる公庫にも、将来のために必要な規定を置いておくことともいいのではないか、かように思つておるのであります。もつとも規定があるからと申しまして、先ほどお話をなつたような趣旨に違反して法律を運用するといふことは毛頭考えておりません。従た

○金子委員 この従たる事務所を一応主務大臣の認可がいるということになります。なつておりますし、その点についての運用は、御趣旨のように運用して行きたい、かようて考えておるのであります。

置かないで、すぐ全体金融の問題のあり方、あるいは中金の性格なりあり方に対しても、私どもはここでいろいろ考えなければならぬ問題が多くあるのです。ただここでなぜその点を申し上げるかというとかりに従たる事務所をそなたくさん置く必要はないとしても、たとえばある地域に、地域上どうしても一箇所、関西なり、東北なり、北海道なりに置くといふようなことで出発いたしますると、今度は全体的にいつて能率なりコストの問題を考えることよりも、その地方々々のブロック別の便利、不便といふ要求の方方が非常に強く働きますことと、もう一つはお役所にしてもそりであります。が、どの機関にしても一応店を開いた以上は、自分の機構が大きい方が高ばらしいのでございます。これは各個人の一つの部局といふ点におきましても、自分の部局が大きい方がいいといふの要望と、そのマネージする人のセクション、この二つの関係から、自然に危大になつて来るということは、ひとりこの公庫だけの問題ではなくて、すべての問題にその考え方を通用し、またそのいろいろあり方で、行政費にいたしまして、そういうふうな末端の要望と、そのマネージする人のセクション、この二つの関係から、自然に危大になつて来るということは、ひとりこの公庫だけの問題ではなくて、すべての問題にその考え方を通用します。

のは、金融全体の能率だとか、全体のコストだとかいうことを度外視して大きくなるという必然性を持つておる、こういうふうに考えますかゆえに、私はその点を特に考えるわけであります。それは言葉の問題でなくて、今までのあらゆる機関がそういう経路をたどつて今まで来ておりますので、そうしますと今の局長の御意見といいたしますと——私どもはこれを置いてはならないというのではなくて、かりに今の中金が非常に高い、たとえば今の三分なり二分何厘というものを、資金がふえて来てもこれ以下ではできないといふようなことを今度は現実の計数に出してみまして、それだけの費用を出すのならば、いわゆる公庫自体が直接従たる事務所を設けて、一般に便利な機構を立ててももつと安く行くのじやないか、こういう場合があるならばこれは別問題であります。そういうふうなことができるまでは、私は置かない方がいいのじやないかと考えておる。従つて今の中金に委託しているその委託のバーセンテージが動かせないものだと私は考えておりませんし、またそれが高いから、それだけの経費を払うならば、出張所を置いてもいいのじやないかという理論は、私としてはそれを金科玉条に考えておりません、弾力をもつて考えておるわけであります。そこでもしもそくはないのじやないか。一箇所なり二箇所なり置いてしまつて、もう区切るわけにいかぬということになつて問題を起すよりもかえつていいのじやないかと考えるわけであります。

○野原委員 第二三条における、主たる事務所を東京に置き、必要な地に従たる事務所を置くことができるといふ点、この問題につきましては、すでに御承知の通り、ただいまの発足いたしまして農林金融公庫なるものは、従来の農林資金通法による特別会計そのままの仕事を継承してやつて行くのであります。中央における機関としての公庫はできますが、他はすべて從来通り農林中央金庫あるいはその他の金融機関に実務の方は委嘱してやるわけであります。従つて今のところ、従たる事務所をいつ置くとかいうふうなことを全然考えていないのであります。ただ仕事の性質上、その公庫が将来発展した場合において、農村の要望等にこたえる意味において、あるいは適当な場所に支店を設けるという必要が起きた場合をおもんばかりて、ああいう箇条を設けてある。今あの箇条があるからといって、すぐに置くようなことはつともないじやないか、まことにごめんな全然考えていないわけあります。御指摘のように、そんなことならばとつてもいいじやないか、まことにごめんなともであります。しかしながらまた同時に、あまりじやまにもならない条例の項であるから、置いたところで大したることもないではないか。別に置くことなどを考えていないとふう点から行けば、これをことさらにとる必要もなかろう。実は農林委員会などでも前回から懇談の形でいろいろお詫びをしておりますと、提案者になつていただいた方々はみんながそういうふうな考へ方のように考えております。私も提案案

として、その点はいすれにしていいか。実は迷つておるよろくなわけであります。提案の際ににおいては、さしあたつてこういふものを置くことは全然考へてないつもりで実はつくりました。将来何か必要が起つた場合にはあらためて考へるといふようにして、一應条文の体裁上主たる事務所を東京に置く、または必要な地に従たるものをしていくことができるということにはなつておりませんが、その点は今のところ全然考へていません。将来の問題としてあるいは考へる場合が起るかもしれないといふ程度の軽い氣持と御解釈をいただくならば、さほどむずかしいことではないじやないかとおもふうに考えております。

ことを責めれば、それは地方の要望に沿そらそらいう形で行きますと、今の行政機関にいたしましても、すべての機関が膨大になつて来るのです。ひとつその点だけは政治のかけひきや何かで言つてゐるのぢやありません。實際今日日本の國はあらゆる面で大きな整理をしなければならぬ時期に直面しておる際でありますから、複雑化していくことが必ずしも悪いといふのではありませんが、私はそれをいま一年研究しようじやないか、研究してそれよりほかに道がないといふのであるならば、それを置くじやないかといふことであります。これ以上申し上げると意見になりますから、これで問答はやめたいと思います。

具体的に大きな危険を持つておるといふことは、現実から見て疑うことはないと思ひます。この専門の農業協議長の村田さんなどは、どうふうに考えになつておるか、お尋ねいたしたいと思ひます。

○村田説明員　ただいま御指摘のように再建築法の建設は指定日を拘えまして、その指定日現在の自己資本不回収額に対しましての増資でござりますが、また指定日現在にあります在庫品や、固定化債権の流動化を目指してしております。ただいま御指摘がございましたように、連合会のその後の赤字の要積等に対しまする再建築法進上の奨励措置といふような特別の措置は講ぜられていないことは御指摘の通りだと思ひます。

○足鹿委員　御指摘の通りだといふのはなく、それについて当該課長から、どういうふうにこれを改善するとか、何らかの対策をとらねばならぬという、事務当局としての御所見を承りたいのです。

○村田説明員　事務当局の所見はむろん農業経済局長がおりますので、そちらから答えるのが妥当かと思ひます。

○足鹿委員　この間も聞いたのですが、小倉さんは抽象論ばかりでなかなかほんとうのことを教えてくれないから、今日は専門の農業協議長が病気で来られないそ�ですから、あなたから局長とお打合せになつて、局長の所管範囲が非常に広いから、よくおわかりにならない点もあるうと思ひます。

○村田説明員　現行の再建築方針が

いまお答え申し上げた通りであります。なかつた事態が発生いたしました際に、は、ただいまの方針だけでは、十分にそれを推進できないということも、ただいまお答え申し上げた通りであります。が、またその点につきましては、われもただいまの再建築法が十分ではないということを認識はいたしております。ただいま私見を言えと言わされましたので、あえて主管課長としての私見を申し上げさせていただらなければ、再建築法が実施されまして、今日までちょうどわれくが正確に把握しております実績といふもののは、それがどうであつたかといふこと、初年度一年限りの実績でございまして、これがどうであつたかといふことにつきましては、先般来資料も御提出申し上げておりますので、ごらんお読みの通りでございまして、一応表面にございました数字的なものは増資にいたしましても、固定化債権の流動化にいたしましても、在庫品の流動化にいたしましても、かなりの成果を收めているふうふうにわれくは了解をいたしております。もとよりそれだけに付いては、これはまだただいま御指摘のよう、再建築推進途上におきましては、かの条件が加わつて参りますので、今まで今後四箇年にわたつて再建築が目的通り達し得るかどうかにつきましては、これはまだただいま御指摘成するという確信も持ち得ませんけれども、一応われくは初年度の実績をながめました上では、かなりの成績が上つてゐるのではないかといふことも見ておりますので、この初年度ただいまあと四年で農協再建築法が成ることを、今しばらくわれくもいうことを、今しばらくわれくも

本邦の歴史

七年度の実績等を検討しながら、さらに検討を重ねて参りたいというふうに考えております。

足鹿委員 御所見を承つたのです  
が、次から次に再建築備を必要とする  
ものが続出する気運が大きくなつて行  
く傾向は見のがすことができないと思  
うのです。ですからこそ、いろ／＼な形  
において別途に再建築備法の準則の改  
正ができるならば、別個なる金融措  
置なりあるいは適切なる措置を希望す  
る声がほんらいとして出て来ると思う  
のです。御検討になることはけつこう  
とあります。たとえば今銀行法との  
関係についてわれくが考えなければ  
ならないことは、結局その再建築備の  
象組合なりあるいは不振組合の究極  
におちついて来るところは、農業金融の  
便塞——信連の資金がさうに事業組合  
を圧迫し、そらして信連の方としては  
確実な金利が入つて来るからいよいよう  
なもの、全体から見れば固定化して、  
現現在庫したものをおんとうに時価を見  
積もつて今全部これを整理し直すことにな  
りますと、まだ／＼赤字がたくさん  
お出します。今の在庫をさらに再評価して  
これを処分することになります  
ならば、あの再建築備指定日現在後によ  
つて、おそらくまた大きく赤字が出  
ます。この事務局よく  
これを処分することになります  
おいて、おそらくまた大きく赤字が出  
ます。これはもう事務局よく  
御存じだらうと思う。そういうことにな  
りますと、これはよつてもつて農業  
金融の便塞に非常に大きく影響して參  
ります。これはもう事務局よく  
の措置が講せられなければ、これは片  
面ついて一方において再建築備  
法の必要な改正を行ふことを急速にや  
がります。そこでたとえば農業会の  
から引繼き譲渡資産の問題につきま  
す。

しても、先刻井上委員は債権の焦げついた、不良化したものもあるし、いろいろな面においてその内容を検討しなければならないのではないかといふ御意見がありました。あるいはそういう意見もあるでしよう。しかし農業会からの引継ぎ資産の重圧というものに対して、各県の信連がばらくに金利を二銭八厘のところもある。一体組合金融協会は何をしておるか、私は疑わざるを得ない。信連の自主性ということはあつても、何のための全国の金融協会です。農業会引継ぎの固定資産のもののは、私どもの知つておるところでも、おそらく出資金をみんなオーバーしております。そんなことで流動資金なんか一文もありません。従つてこれはさらに信連のやつかいにならなければならぬ現実の事態があります。ですから赤字そのものを全部埋めろということは国家の大きな見地から見まつたら無理かもしれません。しかし現実に国の方針によつて農業会が解散し協同組合が生れて、好むと好まざるとにかかわらずこれを押しつけられておる。このものに対してはりつぱに処置すべきなのです。國がいわゆる利子を補給するとか、あるいは中央金庫が真実に系統金融の中核であるならば、これに対してもつとあたたかい措置を講すべきなのです。その間にあつて実際に介在して働かなければならぬところの金融協会の使命の一つでもあると思うのです。一体これらの点については政府自身はどうお考えになりますか。組合金

融協会としても、今までどうなる措置を講じておられますか、私はこの機会に伺つておきたい。

○小倉政府委員 御指摘のように再建整備にかかるわざせば、なお協同組合特に経済関係の連合会が相当の赤字を出しておる。従つて信達が相当の固定貸しを持つておりますと、金融事情から見ましてもあるいは経済事情から見ましても、協同組合全般の状態が良好とは必ずしも言ひがたいのであります。もちろんわれくともいたしましては、再建築整備法に基いてやり得る範囲の助成、それから指導監督はいたしておりますのであります。それにもかかわらず、必ずしも難点があるところとも御指摘の通りだと思います。ただ、非常に事務的な話になりますと五箇年間で三十億を越すところの奨励金が組合に行くことになつておるのであります。

従いまして事務を処理するものとしては、既存の法律でもつて、既存の大体の予算の計画で最善の努力をして行くといふことが、当然課せられた使命でござるままで、それができなといふうふうにシャツボを脱ぐのは、どうも事務的に割切れない問題がござりますので、そういう点につきましては大臣の御判断を仰いで——御題旨のような不くない点、なお足りない点があることは、私も認識するに人後に落ちないのでござります。ただそこに若干の政治的判断を要する部面があるというふうに思ひますので、大臣の御意向もとくと承知いたしました上で、

◎足鹿委員 御研究になつておるとい  
うふうに委員会が抽象的な御答弁をし  
ておることとが、新聞にはもう具体的に  
みな出てるんです。きょうの新聞を  
ごらんになつても、農林金融に対する  
特別措置の問題についての農林当局の  
御構想というものがちゃんと出でてい  
る。それなのに、国権の最高機関であ  
る国会において内容が取れないという  
ことはないでしょう。私はふしきに思  
うのです。けさの新聞にはあなたの方の  
構想というものがちゃんと出でている。  
それをなぜこの委員会で言明ができるま  
せんか。私は小倉さんの人格はよく知  
つておりますが、あまりかたくかから  
ないで、あげ足はとりはしませんか  
ら、率直のところを御発表になつてしま  
かるべきものだと想う。再建築法が  
どうしても今のところ速急に行かねな  
らば他の金融措置に対しても現在政府當  
局が考えておる構想を——ここまででも  
盛り上つたときに、その主管であるこ  
の農林委員会でその構想が発表できな  
いということはないでしょう。発表し  
てください。

